

事故調査の対象とする事故等の程度について

調査の対象とする事故等の程度について

事故等の程度	事故の頻発等により保安基準不適合のおそれ	頻発性のない事故・インシデント
人身事故（死亡・重傷）	運輸安全委員会による事故調査	
人身事故（軽傷） （死亡・重傷事故に繋がるおそれのあるもの）		
人身事故（軽傷） （死亡・重傷事故に繋がるおそれのないもの）	リコール制度に基づく不具合情報の収集・分析、事故車両の調査への立会、再現実験	調査による再発防止効果について検討が必要
物損事故 （死亡・重傷事故に繋がるおそれのあるもの）	運輸安全委員会による事故調査	
物損事故 （死亡・重傷事故に繋がるおそれのないもの）		調査による再発防止効果について検討が必要
重大インシデント （自動運転車が道交法違反をした場合等）	運輸安全委員会による事故調査	
軽微なインシデント （自動運転車に道交法違反がない場合等）		調査による再発防止効果について検討が必要

(参考)リコール制度の概要について

リコール制度の趣旨

設計・製造過程に問題があったために安全・環境基準に適合していない(又は適合しなくなるおそれがある)自動車について、自動車メーカーが自らの判断により、国土交通大臣に事前届出を行った上で、回収・無料修理を行い、事故・トラブルを未然に防止する制度。

国土交通省の役割

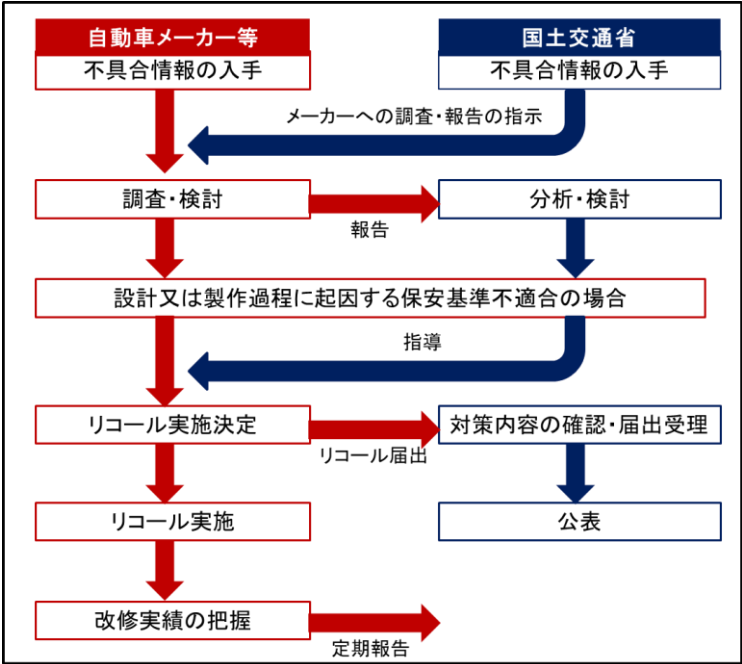
- ①不具合情報の収集・分析。
- ②メーカーのリコールへの取組状況の調査。
- ③取組状況が不適切であれば指導又は監査等。
- ④リコールのプレス公表
- ⑤届出内容が不適切であれば改善指示。
- ⑥メーカーが自主的にリコールを行わず、かつ、事故が頻発している場合には勧告・命令。

近年のリコール届出件数及び対象台数

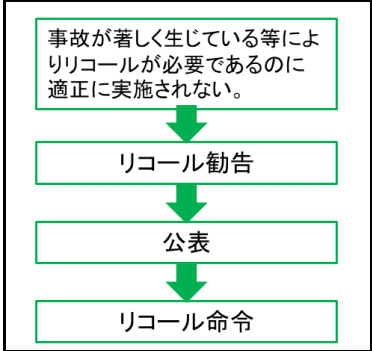
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	384	369	383	349
対象台数	6,610,557	4,257,931	4,649,433	8,104,217

出典元：各年度のリコール届出件数及び対象台数(国交省HP)

リコール届出の流れ



リコールの勧告、命令



- ※1: メーカーには監査の実施等により指導・監督を行っている。
- ※2: 必要な場合には、(独)自動車技術総合機構交通安全環境研究所リコール技術検証部において技術的検証を行う。
- ※3: 虚偽報告、リコールの届出義務違反、リコール命令に従わない場合には、罰則(懲役1年以下、罰金300万円以下、法人罰金2億円以下)が科せられる。

◆道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）
（臨時検査）

第六十三条 国土交通大臣は、一定の範囲の自動車又は検査対象外軽自動車について、事故が著しく生じている等によりその構造、装置又は性能が保安基準に適合していないおそれがあると認めるときは、期間を定めて、これらの自動車又は検査対象外軽自動車について次項の規定による臨時検査を受けるべき旨を公示することができる。

2～7 （略）

（改善措置の勧告等）

第六十三条の二 国土交通大臣は、前条第一項の場合において、その構造、装置又は性能が保安基準に適合していないおそれがあると認める同一の型式の一定の範囲の自動車（検査対象外軽自動車を含む。以下この項及び次項並びに次条第一項から第三項までにおいて同じ。）について、その原因が設計又は製作の過程にあると認めるときは、当該自動車（自動車を輸入することを業とする者以外の者が輸入した自動車その他国土交通省令で定める自動車を除く。以下「基準不適合自動車」という。）を製作し、又は輸入した自動車製作者等に対し、当該基準不適合自動車を保安基準に適合させるために必要な改善措置を講ずべきことを勧告することができる。

2～5 （略）

6 国土交通大臣は、第一項又は第二項の規定による勧告を行おうとする場合において必要があると認めるときは、自動車の構造、装置若しくは性能又は特定後付装置が保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうかの技術的な検証を機構に行わせるものとする。

7 （略）

（改善措置の届出等）

第六十三条の三 自動車製作者等は、その製作し、又は輸入した同一の型式の一定の範囲の自動車の構造、装置又は性能が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合において、当該自動車について、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因
- 二 改善措置の内容
- 三 前二号に掲げる事項を当該自動車の使用者に周知させるための措置その他の国土交通省令で定める事項

2～6 （略）

自動車のリコール・不具合情報（ホットライン）

- リコールの迅速かつ確実な実施のため、不具合情報を収集するためにホットラインを設置
- 情報発信強化のため平成18年にリニューアルし、リコール・不具合情報等を発信

リコール・不具合情報

○ リコール・不具合情報の発信・収集

ユーザー等がマイカーの安全に関する情報を検索・申告することが可能

- リコール情報の検索
- ユーザーからの不具合情報の検索・書き込み申告
- メーカーから報告のあった事故・火災情報及び不具合情報

クルマの異常を連ラダ！

メニューへジャンプ 本文へジャンプ

自動車のリコール・不具合情報

国土交通省 0120-744-960
物流・自動車局 審査・リコール課

現在位置：トップ

メニュー

トップページ

自動車のリコール制度について

リコール情報検索

リコール届出情報一覧

自動車不具合情報ホットライン

不具合情報検索

事故・火災情報検索

国土交通省

クルマの異常を、連ラダ！

自動車不具合情報
ホットライン

↑ウェブ入力はこちらから↑

⚠【重要】タカタ製エアバッグのリコールについて⚠

車検で通さない特例措置の詳細についてはこちら

タカタ製エアバッグのリコール届出一覧等の情報はこちら

<https://www.mlit.go.jp/RJ>

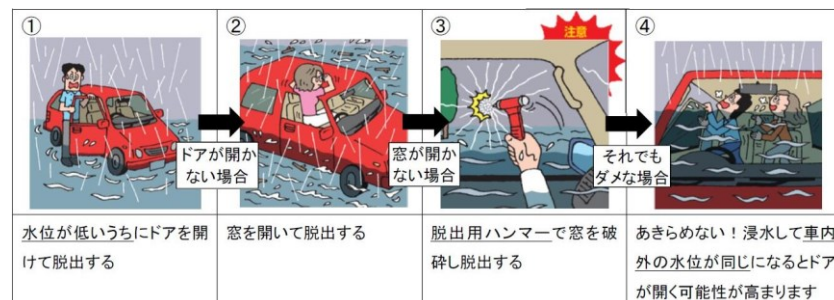
○ 違法な電動キックボード、チャイルドシート通報窓口

オンラインマーケットプレイスで、販売されている安全基準に適合しない特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）、チャイルドシートの通報窓口を設置



注意喚起情報

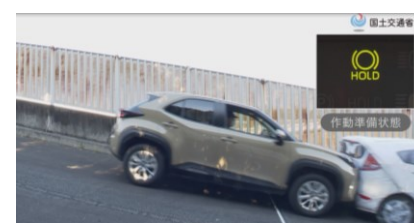
メンテナンス、後付け部品取付、豪雨災害等とささのときの対応に関する情報を発信

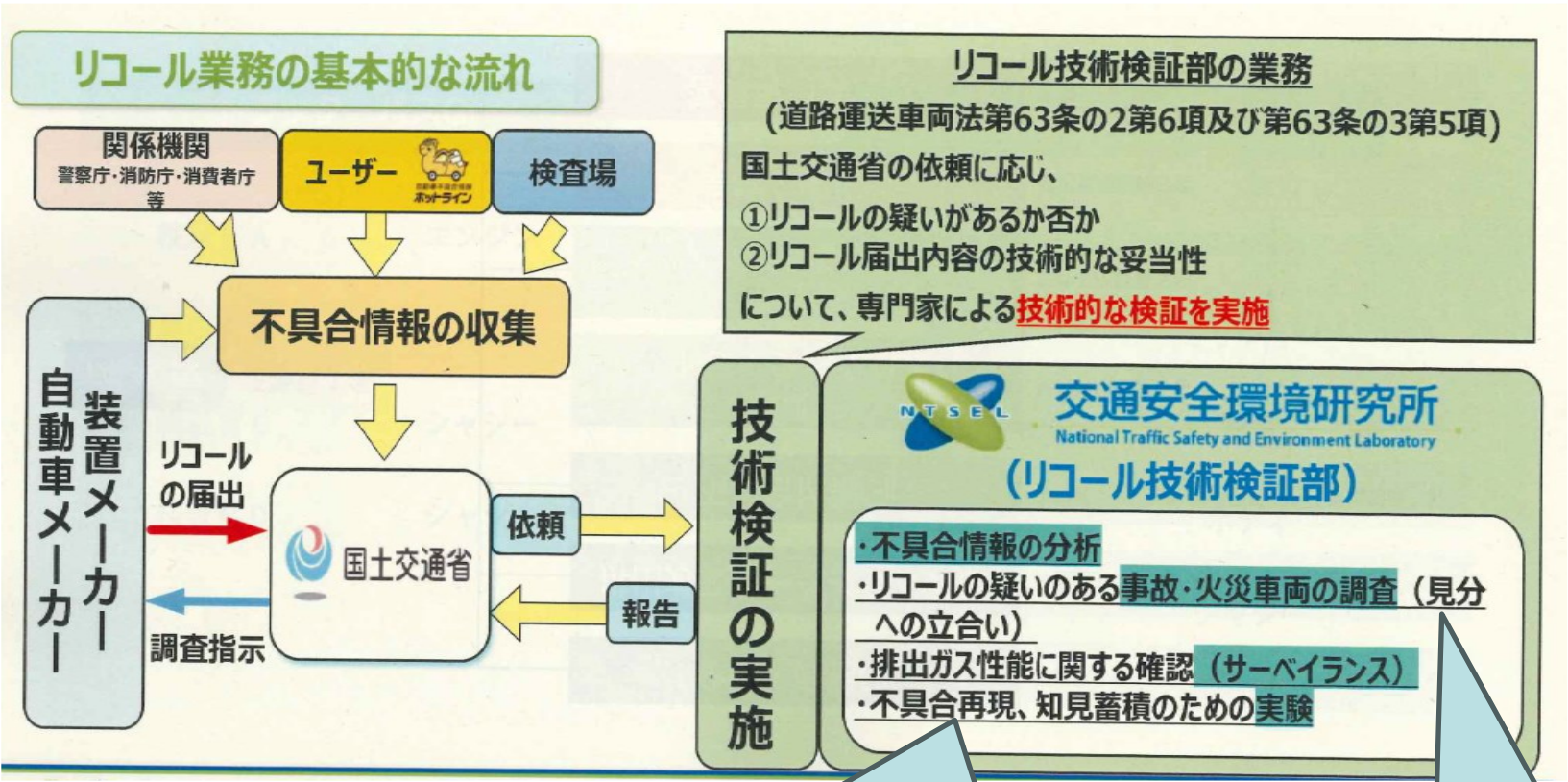


ユーザー啓発動画

Youtube公式アカウントを開設し、使用上の注意点をとりまとめた啓発動画を配信

- 電気自動車のバッテリーを長持ちさせるには！？（R6年）
- 電動車の特性を理解して運転しましょう（R5年）
- 正しく使おうブレーキホールド（R4年）





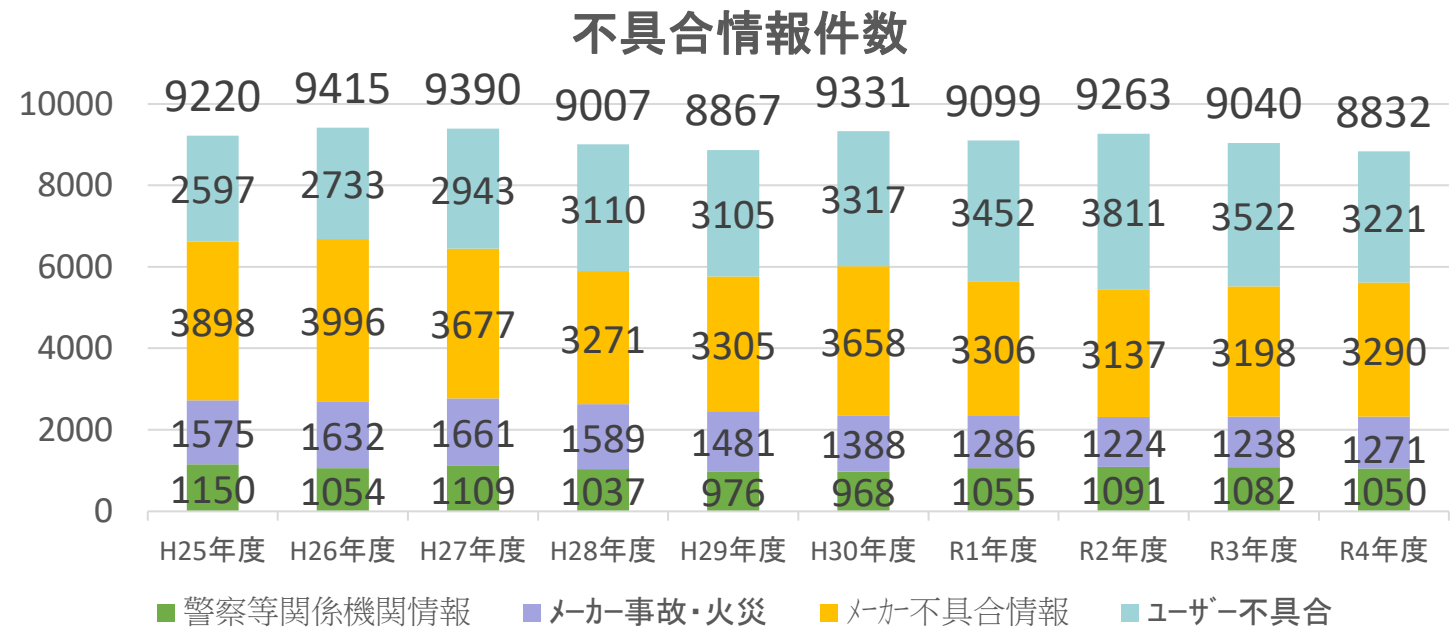
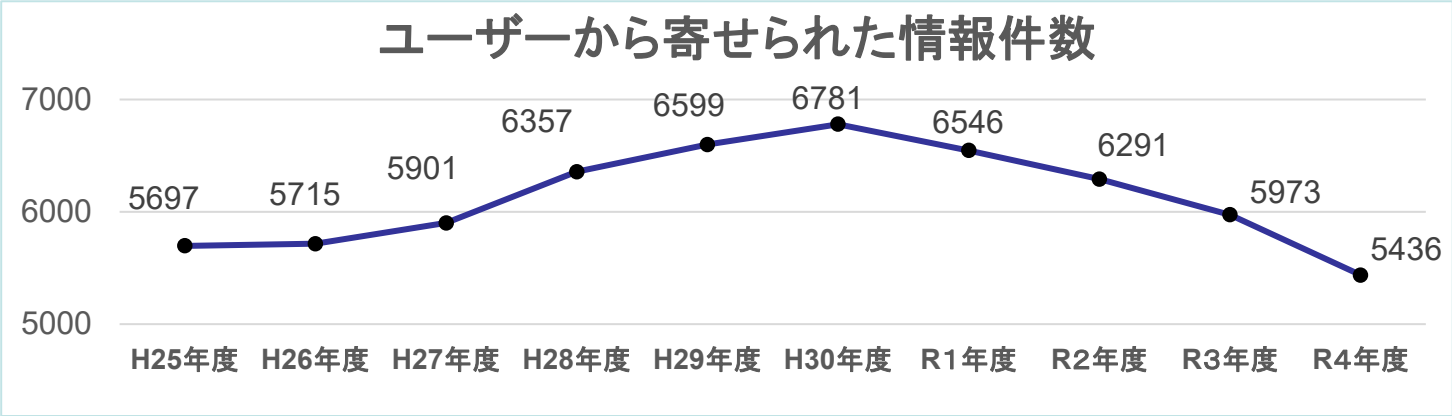
運転支援技術の再現実験



事故車両の調査への立会

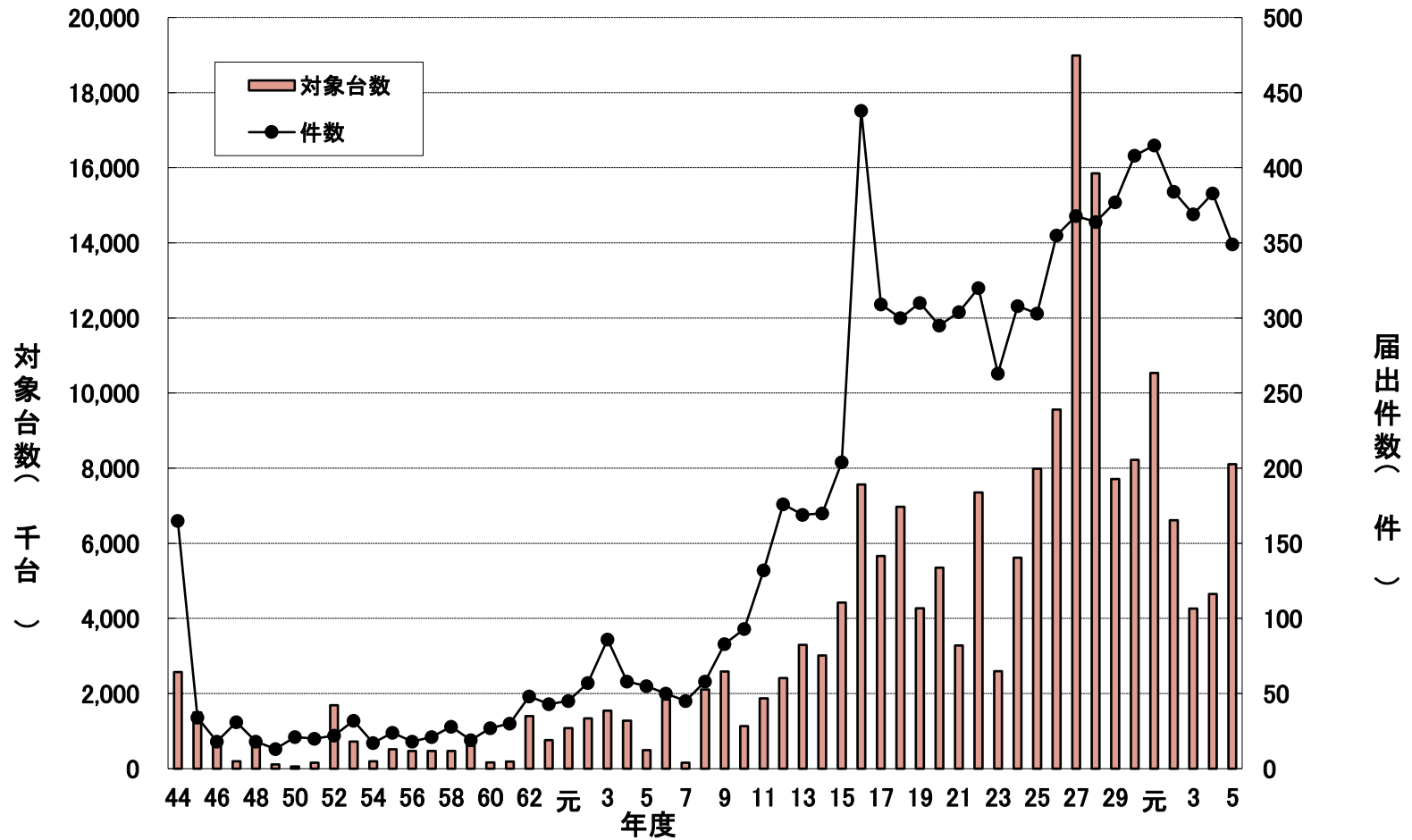
ユーザー等からの不具合情報の件数

ユーザーから寄せられた情報及び収集した不具合の年度別件数



リコール届出件数の推移(年度)

自動車のリコール総届出件数及び総対象台数の年度別推移
(昭和44年度から令和5年度までの55年間)



出典元：各年度のリコール届出件数及び対象台数(国交省HP)

件数: 349件
対象台数: 8,104千台
(令和5年度)